

## 「健康づくり講演会業務委託仕様書」

### 1 委託事業名

健康づくり講演会・体験型ミニイベント業務

### 2 業務期間

契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日（金）まで

### 3 委託上限金額

3,000,000 円（消費税含む。）

### 4 事業目的

県民の健康意識向上並びに健康行動の促進を図るため、健康づくりに関する正しい知識の普及啓発が重要である。沖縄県保健医療福祉事業団では、県民の健康増進に寄与するために様々な健康情報の発信を行っており、その一環として、「腸活」をテーマとした講演や体験型ミニイベントを開催する。

### 5 開催概要

- (1) 趣 旨：県外または県内から著名な講師を招聘した講演会及び体験型イベントを実施し、県民の健康意識の向上を図る。  
今年度は、昨今特に注目されている「腸活」（腸内環境を整えて腸の正常な働きを保つこと）について、様々なメリットがあることを伝える。また、日常的に取り入れやすく、習慣化しやすい誰でも簡単に出来る「腸活」を紹介する。
- (2) 開催期日：11月20日（日）
- (3) 対象：県民（主に働き盛り世代（20代～50代））
- (4) 開催場所：講演会／沖縄県立博物館・美術館 講堂（2階）  
体験型ミニイベント／博物館 講座室（1階）
- (5) 講師：講演会の趣旨に合致している著名な方
- (6) 定員：200名（講演会）
- (7) 申込方法：事前申込制。（申込数が定員を超える場合は抽選を行う。厳選なる抽選であれば、方法は問わない。）
- (8) 参加費：無料

### 6 委託業務の内容

- (1) 講演会・体験型ミニイベント開催に関する企画制作
- (2) 講演者その他出演者の選定や交渉、調整業務、会場調整（沖縄県立博物館・美術館）、体験型ミニイベントの運営等
- (3) 講演会・体験型ミニイベントの参加希望者の受付と取りまとめ
- (4) 講演会・体験型ミニイベント開催の広報宣伝活動
- (5) 講演会・体験型ミニイベントの進行、運営（事前準備含む）
- (6) 講演会のアンケート用紙や質問用紙の配布・回収
- (7) アンケートの調査・集計
- (8) 保存用報告書（PDF データ及び、印刷物 3 部）、成果物の提出

報告書の内容：① 講演会・体験型ミニイベント開催に関する概要、記録写真、録画映像、広報（告知）、アンケート集計結果  
※個人情報が特定されるような情報は記載しないこと。

## 7 企画提案の内容

- (1) 講演会テーマ、タイトル案
  - ・腸活について
- (2) 登壇者案
  - ・講演会講師、司会やインタビュアー等の提案。
  - ・講師案は3案まで。
  - ・登壇者は複数人いても構わないが、必ず、講演会のテーマに精通した専門家と県内外のメディアや YouTube 等で活躍する著名人を1名以上入れること。
    - ※専門家が著名な人である場合、登壇者は1名でも構わない。
- (3) 体験型ミニイベントについて
  - ・健康づくりに関連する内容（必ずしも「腸活」と関連しなくてよい）であること。
  - ・参加者の目標人数は200名程度とする
  - ・体験型ミニイベントの定員や開催時間については自由提案とする。
  - ・準備片付け等も含めて、博物館講座室の使用できる時間（当日9:00～17:00）に行うこと。
- (4) 受付方法
  - ・講演会：事前申込制。（申込数が定員を超える場合は抽選を行う。厳選なる抽選であれば、方法は問わない。）
  - ・体験型ミニイベント：自由提案
- (5) 講演会の構成・プログラム案
  - ・講演会時間は120分程度とする。
  - ・講演会の構成（講義形式、対談形式等）は自由とする。
- (6) 広報手段等
  - ・講演会の周知方法（広告等）について具体的に提案すること。
- (7) アンケート実施方法
  - ・講演会終了後、アンケートを回収する。
- (8) その他
  - ・上記のほか、委託料上限額の範囲内で独自の企画提案があれば記載すること。
  - ・講演及び体験型ミニイベントの実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策に係る沖縄県対処方針を踏まえ、必要な感染症対策を講じること。
  - ・講演会及び体験型ミニイベントの施設利用及び付属備品の料金を委託料に含めること。（沖縄県立博物館・美術館 講堂と博物館 講座室 9:00～17:00 を仮予約しています。利用料金につきましては、沖縄県立博物館・美術館ホームページをご確認ください。）

## 8 その他留意すること

- (1) 本業務に関する成果品の一切の権利は、すべて（公財）沖縄県保健医療福祉事業団に帰属するものとする。但し、録画映像の二次使用については、登壇者の要望を踏まえて判断する。
- (2) 委託業務実施に当たっては、事業団及び関係者と十分に連絡を取りながら進めること。
- (3) 自然災害や新型コロナウイルス感染症等の影響により、事業の一部又は全部が実施できない場合は、委託者と受託者とが協議の上、契約の変更をする場合がある。
- (4) 講演会及び体験型ミニイベントを開催するにあたって、沖縄県立博物館・美術館の施設利用のマナーを守ること。